

くらしのほっと通信

**18歳から 自分の意思で
自由に契約できる!**

親の承諾は
いらない!

脱毛エステ

クレジットカード



スマートフォン



ネット通販



賃貸住宅



自分の契約は、自分の責任!

18歳になると未成年者取消しはできません

500円で1回だけ試してみよう
とダイエットサプリを頼んだら、
定期購入になっていて3万円も
請求された!

ネットでスニーカーを注文した。
もっと安いサイトを見つけたので
キャンセルしたが、できないと言われた!



無料カウンセリングのつもりで
脱毛エステに行ったら、断り切れず
60万円の全身コースを契約して
しまった!

「就活に役立つ」と言われ、
お金を借りて、50万円のセミナー
を契約してしまった!

契約は**口約束でも成立**する「法的責任をとるなう約束」です
いったん成立すると、**簡単にやめることはできません**



ください
申込みの意思表示

意思表示の合致

かしこまりました
承諾の意思表示



契約成立

**よくわからない契約はしない!
迷ったときは、いったん断る!**

あなたも加害者に!?

SNSで知り合った人に誘われて…

～怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意!～

トラブル
多発!

- ① SNSで知り合った人から「かせげる」話を聞き、詳しく聞いてみることにした



- ② 紹介された人と喫茶店で会い、「かせげる」情報の勧誘を受けた



- ④ もうからずに困っているとSNSなどで勧誘するよう言われた



- ③ スマホで消費者金融から借りる手続きをし、「かせげる」情報を購入した



おかしいと
気づく
ポイント

簡単に
「かせげる」話

リスクのない
「投資」



借金を
勧められる

もうかる仕組みが
不明瞭

なりすまして
勧誘させられる

ひとつでも
あてはまるなら

その場を離れる
SNSをブロックする
きっぱり断る
お金を渡さない

利用のご案内

消費生活
相談

☎ 052-222-9671

●月～土曜日(祝休日、年末年始を除く)
●9:00～16:15

※架空請求、多重債務に関する相談等も受付しています

消費者
ホットライン

局番
なしの
188
●年末年始を除く毎日

お近くの
消費生活相談窓口
につながります

くらしの情報プラザ

くらしに役立つ
幅広い情報を提供しています。

開館
時間
●月～土曜日
●9:00～17:00

祝休日、年末年始を除く

☎ 052-222-9677

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

TEL(052)222-9679 FAX(052)222-9678

URL <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/> 名古屋市消費生活センター 検索



X(旧Twitter)でも
情報発信中!



●地下鉄「伏見」から南へ350m
●地下鉄「大須観音」から北へ450m
※公共交通機関をご利用ください。

チラシの内容の無断転載をお断りします。

2024年1月発行